

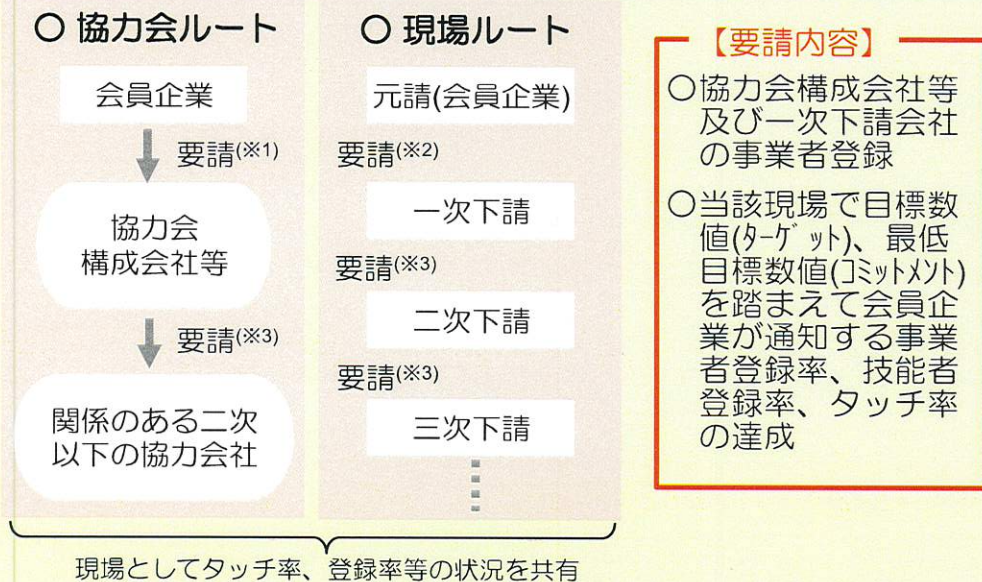
CCUS普及に係る目標達成のための日建連の推進方策（2026）の重点事項

CCUS普及の新目標（日建連の新たな数値目標）（2021.3.19理事会決定）

↑ 新たな推進方策（2026）を策定し、新目標の達成に万全を期す

推進方策（2026）における6つの柱

1. 協力会、現場の2つのルートでの取組の推進



※1) 協力会ルートの要請は、協力会の集まり、安全大会等の場を活用して実施

※2) 現場ルートは登録現場で実施し、要請は、見積依頼時等に実施
(要請は契約内容ではない点に留意)

※3) 協力会ルートで協力会社が二次以下の協力会社に要請すること、現場ルートで一次下請会社が二次以下の下請会社に要請することも、会員企業からの要請の一部

2. 全社的体制の構築

○ 新目標の数値目標を社内・現場で共有

○ 現場登録・カードリーダー設置の徹底（自社の現場登録、カードリーダー設置・稼働状況を把握）

3. 建退共との連携

○ 2025年10月に建退共の電子ポイントとCCUSの就業履歴データの自動連携が開始されたこと、CCUSレベルに応じた複数掛金制度の導入が進められていること等を踏まえ、建退共の電子化を推進し、建退共・CCUS加入者に対する建退共の支払いを促進

4. 色別カードの取得促進

○ 2025年12月の改正建設業法施行に基づき勧告された「労務費に関する基準」において、CCUSレベル別年収に応じた賃金の支払いが求められていること、CCUSレベルに応じた建退共の複数掛金制度の導入が進められていることを踏まえ、技能者の経験や技能に応じた処遇改善を図るための基盤となる能力評価の申請を協力会社や下請会社に対し促進

能力評価の申請及びレベルに応じた賃上げの取組みについては、厚生労働省の助成金の活用を促す（登録やレベル判定料等の助成金は2026年度まで実施）

5. 公共工事におけるCCUSモデル工事等への積極的な参加

○ 2025年6月に閣議決定された「第1次国土強靱化実施中期計画」において、令和12年までに公共工事でのCCUS活用工事の導入完了率100%の目標が掲げられていることを踏まえ、発注や契約の条件を達成できるよう十分な準備のもと、積極的に入札参加

6. 建設技能者を大切にする企業の自主宣言制度の活用

○ 企業側のメリットにつなげるため、2025年12月に開始された「建設技能者を大切にする企業の自主宣言制度」の申請を促進

建設キャリアアップシステムの活用について

1. モデル工事の実施

国土交通省直轄工事（官庁営繕関係及び港湾空港関係を除く。）のうち、一般土木工事の予定価格が 2 億 9 千万円以上、舗装工事の 1 億 3 千万円以上の工事については、原則として、全ての工事においてモデル工事を実施。

2. 発注方式

（1）CCUS 義務化モデル工事（WTO 対象工事）

発注者が、CCUS を活用することを指定する方式であり、CCUS 活用目標の達成状況に応じて工事成績評定で加点又は減点を行う試行工事
→ 目標基準達成で加点（最大 2 点）、最低基準未達で減点（▲1 点）

（2）CCUS 活用推奨モデル工事（上記以外の一般土木工事及び舗装工事）

受注者が、工事着手前に、発注者に対して CCUS を活用することを協議したうえで取り組む方式であり、CCUS 活用目標の達成状況に応じて工事成績評定で加点を行う試行工事
→ 目標基準達成で加点（最大 2 点）

指標	最低基準	目標基準
平均登録事業者率	70%	90%
平均登録技能者率	60%	80%
平均就業履歴蓄積率	30%	50%

3. CCUS 現場利用料等について

CCUS 活用に要するカードリーダー設置費（上限：Windows 1 万円/台、iOS 3 万円/台）及び現場利用料について、実績に基づき設計変更で計上。

4. 適用時期について

- ・令和 2 年度から国交省直轄工事で試行開始。
- ・令和 4 年 7 月 1 日以降に入札公告等を行う一般土木工事（予定価格 2.5 億円以上）より原則対象として拡大。
- ・令和 5 年 4 月 1 日以降に入札公告を行う工事より舗装工事の 1 億 2 千万円以上の工事も対象。
- ・令和 7 年 4 月 1 日以降に入札公告を行う工事より、一般土木工事の予定価格が 2 億 9 千万円以上、舗装工事の 1 億 3 千万円以上の工事に変更。

CCUS始めるにあたって会社の事前準備

事業者登録 と 技能者登録を行います

①まずは事業者登録です

👉 CCUSの実際のホームページから操作します（ここではホームページの操作順を説明します）

建設キャリアアップシステム

事業者更新

事業者登録

技能者登録

ログイン

CCUSについて

登録する

CCUSを使う

各種資料

説明会・サポート

FAQ（よくあるご質問）

↓ インターネット申請

↓ 認定登録機関連口で申請

インターネットで申請

パソコン、スマホで申請したい方は当ホームページから申請できます。

インターネット申請ガイダンスを確認

参考資料

→ ご利用方法・ご利用料金

→ 申請関係書類

申込み

確認・審査

登録料の支払い

事業者情報登録完了

事業者ID、管理者ID通知の受領

登録始める前にここを開いて
インターネット申請 事業者情報登録の
Section2 事前準備と電子化を確認して
申請書類関係をJPG方式で
パソコンに保存しておいてください。

申込みを押します。次の画面で
表示されている所に入力をして送信すると
CCUSより申請用IDとパスワードが書か
れたメールが届きます。
そのIDとパスワードでログインして登録を
進めます。
わからなくなった時は

ここにある
インターネット申請 事業者情報登録の
Section3～4を確認すれば大丈夫

上の申込みが終わり、少しすると
CCUSより「システム登録料金額のご案内」
というメールが来ます。
その後の進め方はSection5を見てください

支払後CCUSより事業者IDと初期パスワードの通
知メールが来ます。これで事業者登録は終了です。

令和 8 年度 建設キャリアアップシステム活用モデル工事の取組について

建設部建設政策局建設管理課

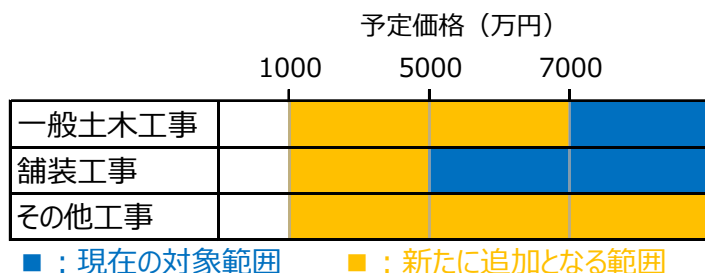
令和8年4月1日以降公告の工事から適用

1. 対象工事範囲について

現行、予定価格 7 千万円以上の一般土木工事、5 千万円以上の舗装工事を対象としていたが、原則、予定価格 1 千万円以上の全ての工事^(※)を対象とする。

※一般競争入札（WTO案件）、緊急工事、発注者がCCUSを活用出来ないと判断する工事などを除く
※空港整備事業・災害復旧事業を除く

活用モデル工事の対象範囲



参考）令和 7 年度発注工事数

	全工事	対象工事数	
		旧基準	新基準
一般土木工事	1,199	529	1,056
舗装工事	329	21	297
その他工事	297	0	137
合計	1,825	550	1,490

2. 費用の計上について

当初から経費の積算を行い、支出実績に基づき設計変更を行うのは従前どおり。

ただし、簡素化を図るため現場利用料（カードタッチ費用）の算出にあたり、

- ・積算システムに現場利用料（カードタッチ費用）の単価（9.09円/人・日：税抜）を設定する。
- ・当初設計において、対象日数等の計算を行うことなく 500人・日と計上して差し支えないものとする。

○現場利用料算出の考え方		※カードリーダー・入退場管理サービス費用の算出は従前どおり																	
＜従前＞		＜今後＞																	
【当初】 工期から準備期間、不稼働日及び後片付けを除いた期間を対象期間とし、当初現場利用料＝対象期間×50%×10人×10円（税込）として算出		【当初】 積算システム内に、現場利用料単価を設定する。																	
＜例＞ 工期 準備 後片付 雨休率 ・当初対象期間 ＝ (250 - 40 - 25) / 1.75 ＝ 106 日 ・当初現場利用料 ＝ 106 × 50% × 10人 × 10円 ＝ 5,300円 5,300円 / 1.1 ＝ 4,818円（税抜価格）		（10円/人・日 / 1.1 ＝ 9.09円/人・日（税抜単価）） 従前の算出をすることなく、一律500人・日として差し支えない																	
<table><tr><td>数量</td><td>単位</td><td>単価</td><td>金額</td></tr><tr><td>1</td><td>式</td><td>4,818</td><td>4,818</td></tr></table> ↑ 上記＜例＞を手計算で算出		数量	単位	単価	金額	1	式	4,818	4,818	<table><tr><td>数量</td><td>単位</td><td>単価</td><td>金額</td></tr><tr><td>500</td><td>人・日</td><td>9.09</td><td>4,545</td></tr></table> ↑ 積算システムに単価を設定 員数算出せず、一律500人・日としてよい		数量	単位	単価	金額	500	人・日	9.09	4,545
数量	単位	単価	金額																
1	式	4,818	4,818																
数量	単位	単価	金額																
500	人・日	9.09	4,545																
【変更】 受注者提出の支払実績資料に基づき税抜価格を算出し設計変更を行う		【変更】 受注者提出の就業日数実績資料に基づき設計変更を行う																	
＜例＞ ・受注者提出の支払実績資料：現場利用料 5,410円 ・変更現場利用料 ＝ 5,410 / 1.1 ＝ 4,918円（税抜価格）		＜例＞ ・受注者提出の就業日数実績資料：525人・日																	
<table><tr><td>数量</td><td>単位</td><td>単価</td><td>金額</td></tr><tr><td>1</td><td>式</td><td>4,918</td><td>4,918</td></tr></table> ↑ 上記＜例＞を手計算で算出		数量	単位	単価	金額	1	式	4,918	4,918	<table><tr><td>数量</td><td>単位</td><td>単価</td><td>金額</td></tr><tr><td>525</td><td>人・日</td><td>9.09</td><td>4,772</td></tr></table> ↑ 受注者提出の就業日数実績を入力		数量	単位	単価	金額	525	人・日	9.09	4,772
数量	単位	単価	金額																
1	式	4,918	4,918																
数量	単位	単価	金額																
525	人・日	9.09	4,772																
		※計算の手間を省略 ※応札予定者見積用に別途金額を明示する手間を省略																	

3. 施行成績評価について

内容を変更し、取組の推進と受発注者における作業の省力化を両立、より効果的な取組を目指す。

	当初	今後	受注者提出資料	発注者確認事項	考え方
①	事業者登録 （元請のみ）	廃止	就業履歴月別カレンダーなど	事業者の登録状況	CCUSの取組推進のため、元請だけではなく下請事業者も対象とした
		登録事業者率（施工体制登録事業者数/元請・下請全ての事業者数）≥65%	施工体制体系図 施工体制登録事業者一覧	当該工事に登録を行った事業者数の割合	
②	管理者ID （現場管理者）登録	廃止	就業履歴月別カレンダーなど	現場管理者の登録状況	工事登録時に入力が必要であるため、設計変更の数量根拠資料が提出された時点で確認できるため廃止
③	技能者の就業履歴蓄積 （50%以上）	廃止	就業履歴月別カレンダーなど	対象期間に占める就業履歴蓄積日数の割合	蓄積日数の算出に手間がかかっていたことや、①で登録事業者65%が達成出来れば、本項目の達成が期待できることから廃止。
④	アンケート提出	アンケート提出	アンケート	アンケート提出の有無	取組推進に資するため継続

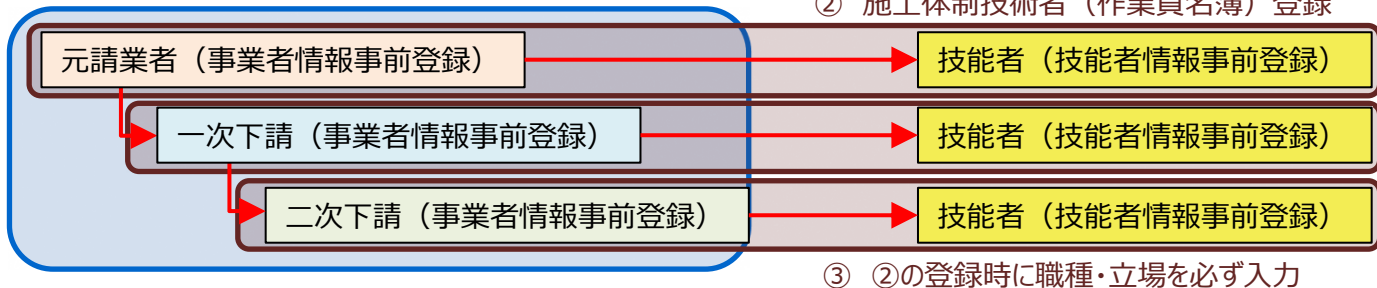
4. 適正な運用に向けた取組

受注者は、技能者の就業履歴について、毎月、「就業履歴一覧（月別カレンダー）」等を用いて就業履歴情報の蓄積状況を確認し、その結果をもとに、毎月開催する災害防止協議会等において、下請事業者に対し、CCUSの適切な運用及び意識啓発をはかる。

■ CCUSにおける施工体制・施工体制技術者登録

① 工事情報・施工体制登録

② 施工体制技術者（作業員名簿）登録



■就業履歴一覧（月別カレンダー）での就業履歴情報の蓄積状況の確認

所属事業者			技能者ID		元請事業者		現場		有害物の取 り扱いの有 無	就業履歴											
事業者ID	事業者名	法人・個人 区分	中小企業退 職金共済制 度	技能者ID	技能者名	中小企業退 職金共済制 度	事業者ID	事業者名		現場ID	現場名	就業履歴※1			〇〇/〇〇の登録※2			就業内容			
			加入状況	技能者ID	技能者名	加入状況	事業者ID	事業者名		現場ID	現場名	計上・非計上	現場 登録済	現場 未登録	1	2	31	職種	立場	作業内容	
〇〇〇〇	(株) 〇〇〇〇	法人	無	〇〇〇〇	〇〇 〇〇	無	〇〇〇〇 〇	(株) 〇〇〇〇	〇〇	〇〇	計上	1	—	—	—	—	—	—	—	—	
											非計上	—	0	0	—	—	—	—	—	—	
〇〇〇〇	(株) 〇〇〇〇	法人	無	□□□□	□□ □□	無	〇〇〇〇 〇	(株) 〇〇〇〇	〇〇	〇〇	計上	1	—	—	10	—	—	—	—	—	
											非計上	—	0	0	—	—	—	—	—	—	
〇〇〇〇	(株) 〇〇〇〇	法人	無	△△△△	△△ △△	無	〇〇〇〇 〇	(株) 〇〇〇〇	〇〇	〇〇	計上	3	—	—	—	—	—	—	—	—	
											非計上	—	0	0	—	—	—	—	—	—	
□□□□	□□□□ (株)	法人	有	◎◎◎◎◎	◎◎ ◎◎	有	〇〇〇〇 〇	(株) 〇〇〇〇	〇〇	〇〇	計上	1	—	—	—	—	—	—	土木一般世話役・土木一般世話役	—	
											非計上	—	0	0	—	—	—	—	—	—	
□□□□	□□□□ (株)	法人	有	▽▽▽▽▽	▽▽ ▽▽	有	〇〇〇〇 〇	(株) 〇〇〇〇	〇〇	〇〇	計上	5	—	—	10	—	—	—	軽作業員・軽作業員	—	
											非計上	—	0	0	—	—	—	—	—	—	
□□□□	□□□□ (株)	法人	有	◇◇◇◇◇	◇◇ ◇◇	有	〇〇〇〇 〇	(株) 〇〇〇〇	〇〇	〇〇	計上	2	—	—	—	—	—	—	軽作業員・軽作業員	—	
											非計上	—	0	0	—	—	—	—	—	—	
—	—	—	—	※※※※※	※※ ※※	無	〇〇〇〇 〇	(株) 〇〇〇〇	〇〇	〇〇	計上	4	—	—	—	—	—	—	—	—	
											非計上	—	0	0	—	—	—	—	—	—	
—	—	—	—	## ## ##	## ## ##	無	〇〇〇〇 〇	(株) 〇〇〇〇	〇〇	〇〇	計上	6	—	—	10	—	10	—	—	—	
											非計上	—	0	0	—	—	—	—	—	—	
—	—	—	—	☆☆☆☆☆	☆☆ ☆☆	無	〇〇〇〇 〇	(株) 〇〇〇〇	〇〇	〇〇	計上	5	—	—	—	—	—	—	—	—	
											非計上	—	0	0	—	—	—	—	—	—	
											集計	28	0	0	0	3		1			

施工体制技術者（作業員名簿）登録が行われていない
（または、技能者事前登録時に、所属事業所の登録をしていない）

施工体制技術者登録で職種の登録が行われていない

施行体制技術者登録で立場の登録が行われていない
(全員記載になることはないが、各社 1 名以上いるはず)

これらが空欄の場合、能力評価を申請しても、レベルアップに結びつかないため、修正が必要
(カードタッチ後 2 ヶ月間ならデータ修正可能)

■有効就業履歴率算定ツールの活用

(一財)建設業振興基金では、「有効就業履歴率算定ツールをリリース」(R8.6～)

カードタッチした履歴のうち、有効な就業履歴（事業者名・職種が空欄ではないもの）となっている割合が算定できるため、各社の登録状況が把握できる。